

最終処分場機能検査者 資格認定専門委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における最終処分場機能検査者資格認定専門委員会（以下、「本委員会」という。）の運営要領を定める。

(位置付け)

第2条 本委員会は、理事会の下で、他の委員会及び事務局と十分な連携を取り、NPO・LSAの資格認定活動を行う。

(組織)

第3条 最終処分場機能検査者資格認定専門委員会は、委員長、副委員長、及び委員より構成する。委員長は、本会を代表し統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は代行する。

本委員会は、下記のメンバーで構成する。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 2名以内
- ③ 委員 必要に応じて公募の上、委員長が定める。

(任期及び選任)

第4条 本委員会の委員長、副委員長、及び委員の任期は、総会後の選任から翌々年度の総会までの原則2年とし、再任は妨げない。

- ① 委員長は、事業活性化委員長が選任し、理事会に報告する。
- ② 副委員長は、委員長の推薦に基づき事業活性化委員長が選任し、理事会に報告する。
- ③ 委員は、必要に応じて公募の上、事業活性化委員長が選任する。
- ④ 委員長及び副委員長が任期途中で退任する場合は、事業活性化委員長が後任を選任し、理事会に報告する。委員が任期途中で退任する場合は、本委員会において後任を選定する。

(業務)

第5条 本委員会は、定款第5条(1)①に定める「最終処分場技術システムの普及啓発に係る事業」のうち、最終処分場機能検査者資格認定制度に係る事業について別途定める「最終処分場機能検査資格者認定要領」に基づく業務を実施する。主たる業務は次の通りである。

- ① 最終処分場機能検査資格者認定制度の普及拡大に係る事項
- ② 認定試験執行（テキストの改廃、試験問題作成、採点、公示）に係る事項
- ③ マスター資格の審査に係る事項

- ④ 認定の更新、及び認定制度の維持管理に係る事項
- ⑤ 検査団体の登録、登録制度の維持管理に係る事項
- ⑥ 最終処分場機能検査資格者認定要領の改廃に係る事項

(要領の改廃)

第6条 本要領の改廃は、事業活性化委員会が起案し、理事長が承認する。

付 則 この要領は、平成21年4月1日より施行する。

改定履歴

平成29年9月13日

令和3年6月30日

2021年9月16日